

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本情第1581号  
令和5年8月9日  
宮城県警察本部長

宮城県警察情報管理業務監査・情報セキュリティ監査実施要領の一部改正について（通達）

宮城県警察における情報管理業務監査及び情報セキュリティ監査については、「宮城県警察情報管理業務監査・情報セキュリティ監査実施要領の一部改正について（通達）」（平成26年8月18日付け宮本情第1425号）により運用してきたところであるが、この度、別添のとおり宮城県警察情報管理業務監査・情報セキュリティ監査実施要領の一部を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い前記通達は廃止する。

記

#### 1 改正点

- (1) 情報管理業務監査及び情報セキュリティ監査に係る対象項目を明確化した。
- (2) その他文言の整理等所要の整備を行った。

## 宮城県警察情報管理業務監査・情報セキュリティ監査実施要領

### 1 趣旨

この要領は、警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和4年警察庁訓令第11号）第5条に規定する情報管理業務監査及び宮城県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年宮城県警察本部訓令第16号）第6条に規定する情報セキュリティ監査に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 監査の種類

情報管理業務監査及び情報セキュリティ監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。

### 3 通常監査

総務部長は、年度ごとに各所属に対し、次に掲げる事項を対象とした情報管理業務監査及び情報セキュリティ監査に係る通常監査について、1回以上実施すること。

#### (1) 監査実施計画の策定

ア 総務部長は、年度ごとに、当該年度における通常監査の実施計画を定めること。

イ 前記アの実施計画は、対象となる所属（以下「監査対象所属」という。）、監査日程、監査項目、実施要領等について定めること。

#### (2) 監査官等の指名

ア 総務部長は、通常監査を行わせるため、総務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）の課長補佐以上の職にある職員の中から監査官を指名すること。

イ 総務部長は、監査官の職務を補佐させるため、監査補佐官を指名することができる。

#### (3) 監査の実施

##### ア 情報管理業務監査

情報管理業務監査は、各所属の宮城県警察共通基盤システム等（警察共通基盤システム、警察庁情報管理システム及び宮城県警察情報管理システムをいう。以下同じ。）による処理に係る情報の取扱状況全般の業務を対象とする。

##### イ 情報セキュリティ監査

情報セキュリティ監査は、宮城県警察共通基盤システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事項を対象とする。

#### (4) 監査官等の権限

監査官及び監査補佐官（以下「監査官等」と総称する。）は、通常監査において必要と認められるときは、監査対象所属の職員に対し、説明、資料の提出又は指定する日時及び場所での聴き取りを求めることができる。

#### (5) 留意事項

監査官等は、通常監査を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

ア 取り扱う情報の保秘を徹底すること。

- イ 厳正かつ公平を旨とすること。
- ウ 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- エ 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないように配慮すること。

(6) 報告

監査官は、通常監査を終了したときは、総務部長に対して監査結果を報告すること。

(7) 改善を求める事項等の通知

総務部長は、通常監査の結果に基づき、改善を必要とする事項等について、当該所属長（以下「所属長」という。）に通知する。

(8) 所属長の措置

前記(7)の通知を受けた所属長は、当該通知の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を講じた上で、改善計画等を策定して、措置結果及び改善計画を総務部長に報告すること。

(9) 委員会への報告

総務部長は、通常監査の結果、前記(7)の規定により所属長に通知した事項並びに前記(8)の所属長が講じた措置及び改善計画について、宮城県警察情報化推進・情報セキュリティ対策委員会に関する訓令（平成23年宮城県警察本部訓令第4号）第1条に規定する宮城県警察情報化推進・情報セキュリティ対策委員会に報告するものとする。

4 特別監査

(1) 実施

総務部長は、特に必要があると認める場合には、監査対象所属、監査日程、監査項目、実施要領等を定めて特別監査を実施することができる。この場合において、監査官等は、監査対象所属の職員に対し、指定する日時及び場所での聴き取りを求めることができる。

(2) 通常監査に関する規定の準用

前記3-(3)から(9)までの規定は、特別監査について準用する。この場合において「通常監査」とあるのは「特別監査」と読み替えるものとする。